

会 議 録

| | | | |
|--------------------|---|-----------------------------------|----|
| 会議名 (付属機関等名) | 第121回(令和2年度第2回)川西市建築審査会 | | |
| 事務局(担当課) | 都市政策部建築指導課 | | |
| 開催日時 | 令和2年8月5日(木)午後2時00分~2時40分 | | |
| 開催場所 | アステ市民プラザ アステルーム2 | | |
| 出席者 | 委員 | 木多道宏 椎葉淳 久末弥生 水野優子 | |
| | その他 | | |
| | 事務局 | 松井部長、小野課長、河内課長補佐、角田主任、谷主任 森本技師 | |
| 傍聴の可否 | 可 | 傍聴者数 | 0人 |
| 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由 | | | |
| 会議次第 | 1. 議題 ・議案第1号 敷地等と道路との関係に係る許可について ・令和元年度 報告第12~30号 令和2年度 報告第1~5号 敷地等と道路との関係に係る許可における 包括同意について 2. その他 (事務連絡) | | |
| 会議結果 | ・議案第1号 同 意 ・令和元年度 報告第12~30号 令和2年度 報告第1~5号 了 承 | | |

審 議 経 過

| | |
|-------|--|
| 開 会 | (第121回 建築審査会の開催を宣言) |
| 事 務 局 | (本日の審査会は4名の委員の出席があり、会議は成立することを報告) |
| 議 長 | 本日の議題は、「議案」といたしまして、「敷地等と道路との関係に係る許可について」が1件、「敷地等と道路との関係に係る許可における包括同意の報告」が24件、を予定されております。 それでは、議案第1号について、事務局より説明をお願いします。 |
| 事 務 局 | (議案第1号について説明) |
| 議 長 | 説明は終わりましたが、何かご質問はございませんか。 |
| 委 員 | 配置図について、元の道・空地の線と敷地境界線との間の空間は何ですか。 |
| 事 務 局 | 道・空地の中心から2m後退したところが敷地境界線となるため、元の幅員との間に空間があります。 |
| 委 員 | 敷地南西の道・空地に曲がり角があるが、通行に支障はないですか。 |
| 事 務 局 | 現況の幅員で1.88m程あるため、歩行者同士であればすれ違いでの通行も支障はないと思われれます。 |
| 委 員 | 敷地に接している道・空地は更に北西方向に続いているが、この道・空地部分からの後退は発生しますか。 |
| 事 務 局 | 北西へ続く道・空地は幅員1.1mと狭いため、路線としては敷地に接している幅員1.5m以上の道・空地部分までで終端と考えています。そのうえで、終端からも2.0mの後退を指導しています。 |
| 委 員 | 今回の道・空地部分の車の通行は難しいと思われれます。火災の際は消防車両を法42条2項道路部分に止めて、ホースを伸ばして消火すると考えてよいですか。 |
| 事 務 局 | そうなると思われれます。 |
| 委 員 | 工事種別が新築(建替え)となっていますが、今回は建替えですか。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 写真では取り壊し済みですが、申請時は既存建築物があったため、建替えとなります。 |
| 委員 | 許可条件の構造が準防火地域内にあるものとは具体的にどのような構造になるのでしょうか。 |
| 事務局 | 今回計画建物は平屋建てのため、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造にし、かつ同部分の開口部を防火設備とする必要があります。 |
| 委員 | 今回の道・空地沿いに建物がたっているようですが、既に法43条の許可を取っているものはありますか。 |
| 事務局 | 今回の道・空地沿いでは、法43条許可を取った建物はありません。 |
| 議長 | 他に質問はありませんか。無いようでしたら、議案第1号について同意してよろしいか。 |
| 委員 | 「同意」 |
| 議長 | 続いて、報告案件は24件ございます。令和元年度の報告第12号から第30号、令和2年度の報告第1号から第5号について、事務局より報告をお願いします。 |
| 事務局 | (令和元年度報告第12～30号、令和2年度報告第1～5号の報告) |
| 議長 | 報告は終わりましたが、何かご質問はございませんか。 |
| 委員 | 今回報告のなかで一般的ではないものはありますか。 |
| 事務局 | 令和元年度報告第16号ですが、車庫付きの戸建住宅3階建てとして、法43条許可を行いました。この建築物の1階の倉庫部分を事務所にて用途変更したいということで、令和2年度報告第5号において、用途変更に対する法43条許可を行いました。用途変更により法第43条第2項第2号許可基準の一覧表の整理記号D欄の小規模の倉庫等かつ3階建ての場合となり、構造を準防火地域内にあるものとして計画することの制限が上乘せになりました。そのため「構造は準防火地域内にあるものに改修すること」を許可条件にし、許可を行いました。 |
| 委員 | 令和元年度報告第18、19号は緑色の道・空地に接しているが、 |

過去に同一路線で許可をとっているために包括同意になっています。今回の議案第1号の場合も同様に、今後は同一路線についての許可は包括同意になりますか。

事務局 議案第1号の緑色の道・空地における幅員1.5m以上の部分までに接している敷地に対しては、今後は包括同意の範囲になります。しかし、敷地から北西方向に続いている幅員1.1m程度の部分の道・空地にのみ接している敷地に対しては包括同意の範囲とはなりません。

議長 他に質問はありませんか。無いようでしたら、令和元年度の報告第12号から第30号、令和2年度の報告第1号から第5号について、了承してよろしいか？

委員 「了承」

議長 その他として、何か事務局からありますか。

事務局 (事務連絡)

議長 本日の議事録署名委員は、私と 椎葉委員にお願いいたします。それでは、本日の審査会をこれで終了いたします。

(閉会 午後2時40分)